



お知らせ版

復旧支援 特別号

発行／京丹波町 〒622-0292京都府船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62番地6 ホームページ <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>
編集／企画政策課 電話0771-82-0200(代表)・82-3801(直通) Eメール kikaku30@town.kyotamba.lg.jp

「平成30年7月豪雨」により被災された方への支援制度をお知らせします

7月5日から8日にかけて西日本を中心に梅雨前線の影響で雨が降り続けました。本町でも、家屋や農地、道路などに甚大な被害をもたらしました。被害にあわれた町民の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。
本町では、「平成30年7月豪雨」により被災された方々の復旧を支援するため、各種支援制度を設けております。早期の復旧に向け、活用してください。

減免制度

項目	負担軽減措置などの内容		必要なもの	問い合わせ先
町府民税(個人)	り災状況	損害の程度が3割以上または床上浸水	・印鑑 ・り災証明書など	税務課 82-3802
	申請期間	各納期限7日前		
	減免割合	前年中の所得金額および被害割合に応じて		
	その他要件	総所得金額などの合計額が1,000万円以下		
固定資産税	り災状況	損害の程度が2割以上または床上浸水	・印鑑 ・り災証明書	税務課 82-3802
	申請期間	各納期限7日前		
	減免割合	損害の割合に応じて、4割、7割、全額		
国民健康保険税	概要	住宅、家財が損害を受け、町府民税・固定資産税の減免事由に該当する場合は、国民健康保険税が減免になる場合があります。	・世帯主の印鑑 ・り災証明書 ・被保険者証	
介護保険料	り災状況	床上浸水または家屋半壊以上	・印鑑 ・り災証明書 ・被保険者証	保健福祉課 86-1800 丹波地域保健福祉室 82-1800 和知地域保健福祉室 84-0049
	減免期間	平成30年7月～平成31年6月		
	減免割合	被害状況に応じて、5割、7割、全額		
後期高齢者医療保険料	り災状況	床上浸水または家屋半壊以上	・印鑑 ・り災証明書 ・被保険者証	住民課 82-3803
	減免期間	平成30年7月～平成31年3月		
	減免割合	被害状況に応じて、5割、全額		
上下水道料金	り災状況	住宅の浸水など	・印鑑 ・り災証明書	上下水道課 83-9105
	減免期間	平30年7月検針分(平成30年8月請求分)		
	減免割合	家屋の清掃などに使用し、平成30年4月・5月・6月平均使用水量を超過した分(基本料金に満たない場合は対象外)		
ケーブルテレビ基本利用料	り災状況	床上浸水または家屋半壊以上	・印鑑 ・り災証明書	企画政策課 情報推進室 88-5000
	減免期間	2箇月(平成30年10月31日申請分まで)		
	減免割合	基本利用料の全額		
ケーブルテレビ保安器・ONU移設費	り災状況	床上浸水または家屋半壊以上	・印鑑 ・り災証明書	企画政策課 情報推進室 88-5000
	減免割合	保安器・ONU移設費の全額		
	その他要件	平成30年10月31日申請分まで		
保育所利用料	概要	災害その他やむを得ない事情があると認められる場合、利用料相当額を限度とし、減免または免除を受けることができます。	・印鑑 ・り災証明書	子育て支援課 82-1394
幼稚園利用料 幼稚園預かり保育料	概要	災害その他やむを得ない事情があると認められる場合、利用料相当額を限度とし、減免または免除を受けることができます。	・印鑑 ・り災証明書	教育委員会 84-0028

案内

り災証明について

り災証明書を発行します。各種支援制度の利用や保険金の請求に必要な証明書です。
印鑑、被災状況がわかる写真を持参してください。
申請時に発行できない場合がありますことをご了承ください。
◆発行手数料:無料

【問】

総務課 電話82-3800
瑞穂支所 電話86-0150
和知支所 電話84-0200

浸水家屋の消毒について

浸水被害を受けた家屋のうち、所有者または占有者が希望される家屋について消毒を行っています。室内、床下の泥などを除去し水で洗い流した後で実施しますので、区長様を通じて災害相談窓口にお申し込みしてください。

【問】

総務課 電話82-3800
瑞穂支所 電話86-0150
和知支所 電話84-0200

被災ごみの処理について

浸水、流出などによる被災ごみを無料で受け入れています。被災ごみの排出について不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。(り災証明書が必要です)

【被災ごみの排出に関する注意】

- 可能な範囲で不燃物(ビン・ガラス類、金属類、家電類など)、粗大ごみ(畳、家具類、流木など)、可燃ごみ(プラスチック類含む)に分けて8月24日までに指定された集積場に搬入してください。
- 通常発生する家庭ごみは船井衛生管理組合の分別・収集スケジュールどおり、事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、それぞれの処理方法により排出してください。
- 被災ごみを搬入される方は、事前に住民課または各支所に連絡してください。

【問】

住民課 電話82-3803
瑞穂支所 電話86-0150
和知支所 電話84-0200

補助・交付金制度

自然災害で住宅などに流入した土砂の撤去費用を補助します

【問い合わせ先】 総務課 電話82-3800

自然災害により小河川や裏山などから住宅や住宅の敷地に流入した土砂などの撤去費用を補助します。

- ◆対象者 本町に住所を有し、自然災害により被災した住居の所有者など
- ◆補助対象経費

台風、大雨、地震などの自然災害に起因して住居および生活関連施設に流入した土砂などの撤去費(業者に支払う経費)。ただし、他の補助を受ける場合は対象外

- ◆補助金額 *全て1,000円未満切り捨て

- (1)土砂などの撤去費が10万円未満の場合 撤去費×50%
- (2)土砂などの撤去費が10万円以上30万円未満の場合 (撤去費-10万円)×65%+5万円
- (3)土砂などの撤去費が30万円以上50万円以下の場合 (撤去費-30万円)×80%+18万円
- (4)撤去費が50万円を超える場合は、別に定める額

- ◆必要書類

- (1)申請書
- (2)見積書および事業費内訳明細書
- (3)被災状況見取図
- (4)被災状況が確認できる写真

災害復旧に係る補助・交付金制度、その他支援に関する情報のつづきは、裏面に掲載しています

補助・交付金制度

京丹波町地域再建被災者住宅等支援補助金

【問い合わせ先】 土木建築課 電話82-3806

町内において平成30年7月豪雨により主たる生活を営んでいる住宅に床上浸水以上の被害を受けた方が、住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住される場合にその経費を補助対象とします。

※床上浸水以上の「り災証明」が必要

◆申請期限 9月1日から平成33年8月31日まで

◆申請方法 補助金の申請は申請書に下記の書類を添え、土木建築課まで提出してください。

◆添付書類

(1)り災証明書(写し) (2)対象経費の額を確認できる書類(見積書等) (3)申請者(世帯主)の住民票

※申請受付開始日(平成30年9月1日)以前に再建工事などに着工または完了していても被害状況、工事内容、金額が確認できる場合は申請が可能です。

◆補助対象経費

○住宅再建経費 新築、購入、補修、賃借など

○住宅再建関連経費 家具・家電の修理、買い替え、被災住宅の清掃など

○住宅再建融資返済経費 新築・購入・補修の支出について融資を利用した場合の返済利息(5年以内)
※住宅金融支援機構災害復興住宅融資など補助対象融資に限定

◆補助金額 次の算定式による補助金額を補助します。

<算定式>

補助金=A+B(下表「補助金額の上限」を限度) A=「住宅再建経費」×1/3

※Aで算定した額が50万円(賃借は25万円)未満の場合は50万円(賃借は25万円)を上限に実費額を補助します。

B=「住宅再建関連経費」⇒5万円を限度

【表】補助金額の上限

被害区分	半壊	一部破損・床上浸水
補助限度額	150万円	50万円

地域力再生プロジェクト 支援事業交付金の追加募集

応募締切 8月31日(金)

【問い合わせ先】

南丹広域振興局企画総務部企画振興室

電話0771-24-8430

企画政策課 電話82-3801

平成30年7月5日からの大雨による被害に対し、NPOや自治会など民間団体が行う、被災地および被災者への支援活動について、地域力再生プロジェクト支援事業交付金により支援されることとなりました。

◆対象事業例

災害で発生した土、がれきの撤去、被災家屋などの清掃作業、被災地への支援物資の発送など

◆交付率

事業費の10分の10

◆対象経費の例

・ブラシ、スコップなどの資材や軍手、長靴などの消耗品代

・がれき搬送用のトラックなどの借上料、燃料費

・ボランティアの募集チラシ、ボランティア保険料 など

※詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

農林業関係

農林水産施設などへの支援制度

【問い合わせ先】 農林振興課 電話82-3808

○平成30年7月豪雨により被災したパイプハウスなどの復旧および撤去に要する経費を支援します。

◆野菜生産施設災害復旧事業

・対象経費 被災したパイプハウスおよびこれに付帯する施設の復旧および撤去に要する経費

・対象者 農業協同組合および農業者が組織する団体など

・補助率 京都府 対象経費の1/2以内 京丹波町 対象経費の40%

・採択基準 ①被害程度が全壊、大破、中破に該当するパイプハウスなどを復旧・撤去する取組であること

②撤去のみの実施は補助対象外とする ③販売農家であること ④再利用可能な資材を積極的に活用すること

○平成30年7月豪雨により被災したブランド京野菜などの生産の復旧・回復を図るため、追加施肥や追加防除に要した肥料や農薬、播き直しに要した種苗などを購入する経費を支援します。

◆野菜等生産確保緊急対策事業

・対象経費 生産回復のため、平成30年10月末までに行われる追加施肥や追加防除の肥料、農薬費および播き直しに要した種苗代など

・対象者 3戸以上の農業者(府内の販売農家)が組織する団体など

・補助率 京都府 対象経費の1/2以内 京丹波町 対象経費の40%

※事業費限度額あり、詳しくは、問い合わせしてください。

○平成30年7月豪雨被害からの復旧に取り組む皆さまを応援します。

◆農業者等復旧応援事業

・対象者 京都府内で営農されている府民の方で、被害報告のあった販売農家、畜産農家など

・支援対象 ① 農業用資材などの購入経費、水没した飼料、消毒資材の購入費用② 機器などの購入経費③ 機械・施設などの修繕経費④ 被災農地などの簡易な復旧、被災草地や給水施設の簡易な復旧⑤ 商談会や販売促進会への出店料など

・補助率 京都府 対象経費の1/2以内(補助上限額10万円/1戸あたり)

京丹波町 対象経費の40%(補助上限額8万円/1戸あたり)

○平成30年7月豪雨の被害から一刻も早く経営を再開するため、被災した農業用機械などの再取得に要する経費を支援します。

◆農林水産業者生産設備再建支援事業

・対象者 被災した販売農家・畜産農家・漁業者など

・補助率 京都府 対象経費の3/10以内 補助金額10万円以上100万円以下(1事業実施主体あたり)

京丹波町 対象経費の20%以内 補助金額10万円以上100万円以下(1事業実施主体あたり)

・対象経費 農業用機械などの再取得に要する経費

※対象にならない機械

① 耐用年数を経過したもの ② 修繕可能なもの ③ 補助金額に充たないもの ④ 他の事業との重複申請

⑤ 汎用性の高いもの(軽トラ等)

※補助金申請は、農林振興課および各支所にお問い合わせください。

農林業関係施設などの 復旧工事費などの支援

【問い合わせ先】 農林振興課 電話82-3808

◆農業用施設(農地、農業用水路・排水路、農道、取水施設、ため池など)の復旧費

・事業実施主体 区、農家組合、水利組合などの組織(受益者2戸以上)、農地にあっては組織または、町内に住所を有する農家

・補助率 農業用施設の復旧費用
(2万円以上200万円以内)90%

◆林道の復旧(一定規模以上)

・事業実施主体 京丹波町

※林道を早急に復旧する必要がある場合、区や生産森林組合等の組織が実施される場合は、復旧費(2万円以上200万円以内)の90%を補助します。(林道台帳に登録しているもの。)

◆作業道(町台帳に登録のもの)の復旧費

・事業実施主体 区などの組織

・補助率 町作業道台帳に登録している作業道の復旧費(2万円以上200万円以内)の90%

◆有害鳥獣被害防止施設の復旧費

・事業実施主体 区、農家組合などの組織または町内に住所を有する個人

・補助率
事業実施主体が組織の場合は、資材費の90%
事業実施主体が個人の場合は、資材費の50%

※補助金申請書(様式)などは、農林振興課および各支所に設置しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

